

下記のとおり誓約の上、ビーレジェンド・ドッグパークの利用を申し込みます。

1. ドッグラン内での利用者同士のトラブルは、利用者間にて解決し、当施設は介入いたしません。
2. 飼い主として責任を持ち、愛犬の排泄物は必ず処理をして、ゴミは自宅へ持ち帰ります。
3. 常に愛犬から目をそらさずに、トラブル防止やフェンス外への侵入に注意深く、愛犬を管理します。
4. 利用規約を全て遵守します。

上記事項を守れない場合は、利用者登録を抹消されても異議ありません。

令和 年 月 日

署名

|             |                  |          |  |
|-------------|------------------|----------|--|
| 住 所         | 〒 -              |          |  |
| ふりがな<br>氏 名 |                  | 電 話 番 号  |  |
| 犬鑑札番号       | 市 番              | 名前<br>犬種 |  |
| 犬鑑札番号       | 市 番              | 名前<br>犬種 |  |
| 許可申請エリア     | 小型犬エリア ・ フリースペース |          |  |

持参する物： 3 種以上の混合ワクチン証明書、該当年度の『狂犬病予防注射済票』（コピー可）

『犬鑑札』（現物のみ） ※これらの控えを取り、申込書と合わせて保管します

【申込確認事項】

- ① 全ての文をお読みいただき誓約の上、必ず『署名』してください。
- ② 申請等の内容に基づく個人情報、適切な公園管理運営業務のみに使用させていただきます。

下記の場合を除き、当該個人情報を第三者に委託・提供等を行うことはありません。

- ・ 官公庁等から法的な手続きにより開示等を求められた場合
- ・ お客様または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合

【利用規約】

- ・ ドッグラン内でのトラブル（事故・負傷・死亡・かみつ・盗難など）は、飼主同士の責任で解決してください。当指定管理者および、大和高田市は一切の責任を負いません。
- ・ ドッグラン内では常に自分の犬を見守り、トラブルを未然に防いでください。
- ・ 1 人の飼主がノーリードで入場できるのは 3 頭までとします。ただし、3 頭を見守れない場合は 1 頭ずつ、リードをつけてください。
- ・ ウンチは都度処理し、おしっこは水で流してください。
- ・ ドッグラン内での飲食や犬への食べ物・おやつを与える行為は禁止となります。
- ・ かみつなどのトラブルをおこした犬は今後の利用をお断りさせていただきます。

- ・ スタッフが撮影した画像、映像データを SNS、Web サイト、印刷物等に掲載することを許可します。（許可をしない場合はお伝えください。）

● 次にあてはまる場合はご利用いただけません

1. 病気中の犬や予防接種(狂犬病・各種ワクチン)を 1 年以内に受けていない犬
2. 発情期のメス犬
3. 犬以外の動物（ペット）
4. 当日、かみつきなどのトラブルをおこした犬
5. お子様だけの入場（18 歳未満の方のみでの利用不可）
6. 同伴者 2 名以上（1 名まで可能）

● 特定犬種について

当ドッグパークでは、他県や他ドッグランで特定犬種と定めている犬種を参考に、下記犬種の入場制限をさせていただいております。ご迷惑をお掛けいたしますが、不慮の事故を未然に防ぐため、ご協力をお願いいたします。

ご利用頂けない特定犬種

\* 秋田犬 \* 甲斐犬 \* 紀州犬 \* 四国犬 \* 北海道犬 \* 土佐闘犬 \* 屋久島犬 \* アメリカン・スタッフォード・シャーテリア \* ボクサー \* アメリカン・ブルドック \* アメリカン・バンドック \* ウルフ・ハイブリット（狼犬） \* ロットワイラー \* チャウチャウ \* ブラジリアン・ガード・ドック（フィラ・ブラジレイロ） \* ドゴ・アルヘンティーノ \* パキスタン・ブルドック \* シャーペイ \* ピットブル \* ブルテリア \* グレートデン \* シェパード \* ドーベルマン \* セントバーナード \* スタッフォードシャーテリア \* アメリカンブリー \* チベタン・マスティフ \* ナポリタン・マスティフ \* ブル・マスティフ \* フレンチ・マスティフ \* ・ボルドー・マスティフ \* マスティフ・ドゴ・アルヘンティーノ

※上記犬種は一例であって、上記以外の攻撃性の強い犬(闘犬、MIX 犬等も含む)についても利用制限を行う場合があります。

● 規約の変更

1. 本規約の内容は、必要に応じ、利用者の一般の利益に適合する範囲、又は本規約の目的に反せず合理的な範囲で、変更されることがあります。
2. 前項に従い本規約を変更する場合、当指定管理者は、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、適切な方法により周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。